

写

熊労発基 0814 第 1 号

令和 5 年 8 月 14 日

熊本地方最低賃金審議会

会 長 倉 田 賀 世 殿

熊本労働局長

新 田 峰 雄

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年熊本労働局最低賃金公示第 3 号）
- 2 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金（平成 20 年熊本労働局最低賃金公示第 4 号）